

## 海老名市避難所運営マニュアル（平成31年4月）改定の要点

体系		修正内容
<b>全体</b>		
	字句の修正	・災害対策基本法の改正に伴い、「災害時要援護者」を「要配慮者」に「り災証明書」を「罹災証明書」に修正
<b>第2章 事前対策事項</b>		
2-3	避難所内のレイアウトの決定	(2) 避難所のぼり旗（「避難所開設中」）の設置場所を追加
<b>第3章 初動期（開設から24時間程度まで）</b>		
3-3	「避難所開設チーム」の設置等	(1) 「避難所開設チーム」の設置 ・スタッフベスト着用を追加
3-4	避難所予定施設（周辺・外観・内観等）の安全点検等	(2) トイレ環境の確保 ・トイレが排泄物の処理が滞ることで使用不能に陥らないよう、安全点検に併せて便器本体部にゴミ袋を被せ、便座を降ろした状態にする旨を追加
3-11	その他初動期における対応	(3) 食料の配給 ・食物アレルギーを持つ避難者に対する配慮を追加
<b>第4章 運営（展開期から安定期まで）</b>		
4-2	「避難所運営委員会」の開催	・要配慮者、女性など、多様な主体が運営に参加させ、多様な立場の意見を避難所運営に反映させる旨を追加
4-3	「情報班」の仕事	(1) 避難者台帳の作成及び管理 ・避難者から収集した個人情報の取扱い及びDV被害者などの避難者については、その加害者等に居所等が知られることのないよう個人情報の管理を徹底する旨を追加
4-4	「物資班」の仕事	(5) 炊き出し ・調理をするときは、調理前の手指及び調理器具の消毒及びマスクや使い捨て手袋などの衛生物資を使用することを追加 ・食物アレルギーを持つ避難者が安心して食事できるよう、包装等の原材料表示や使用した原材料に含まれるアレルギー物質を示した献立表を掲示し、避難者が確認できるようにする旨を追加 ・文化・宗教上の理由から外国人等の食事について、可能な限り配慮する旨を追加